

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年5月28日 第6号
件名	区の主なまちづくり関連の条例等において「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努めること」と明記することを求める請願
請願者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

この請願は、建築紛争は防げずゼロにすることは難しいものでやむを得ないと諦めた上で、今の体制で十分に建築紛争に当たれているかどうかという視点で提出するものではありません。建築紛争をゼロにするためにすべきこと、万が一、建築紛争になってしまった場合でも深刻化させずに早期に収拾するためにすべきことを考える上でのスタート地点に立つ基本的準備として、まずは事業者において「文京区都市マスタープラン（都市マス）の趣旨に整合するよう努めること」を認識することが重要であり、そのことを文京区の主なまちづくり関連の条例等において明記することで、「都市マス」を熟読せずに建物を設計・建設する事業者がいないようにすることを目指した請願です。

なぜなら、民主主義というものは、双方が基本的な知識・認識を共有し、互譲の精神に立って主張することで成り立つものであり、どちらか一方において基本的な知識・認識を欠いて主張するだけでは意見の相違は埋まらず、平行線を辿るからです。

「都市マス」は、まさに「まちづくり」において事業者と地元区民が知悉しておくべき基本的な知識・認識であり、双方が知悉することで、まちづくりの基本方針に根差した意見の衝突を回避でき、権利関係のバッティングが起きても深刻化することを防ぎ、調整を容易にします。また、まちづくり関連の条例等に「都市マス」の「趣旨に整合するよう努めること」と明記してあれば、住環境課の窓口で担当者が「都市マス」の趣旨を踏まえるよう改めて話をする必要も減り、「都市マス」を所管する都市計画課の担当者を紹介し、詳しく説明をする手間も省けます。

そこで貴議会に下記を区長に働きかけていただくよう請願いたします。

請願事項

- 1 文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例第4条の「当事者の責務」、文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例第5条の「建築主等の責務」の中に、当事者あるいは建築主等は「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を明記してください。